**A資　　料**

岐阜市住民自治基本条例 63

岐阜市市民との協働推進本部要綱 70

岐阜市外国人市民会議設置要綱 74

多文化共生推進リーダー設置要領 76

岐阜市住民自治基本条例

平成19年３月30日

条例第11号

改正　平成31年３月27日条例第20号

目次

前文

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　住民自治の基本理念（第４条・第５条）

第３章　市民の権利及び役割（第６条・第７条）

第４章　市の責務（第８条・第９条）

第５章　住民自治の市政運営（第10条―第17条）

第６章　雑則（第18条）

附則

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。

私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。

このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかなくてはなりません。

そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。

私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2)　市　市議会及び執行機関をいう。

(3)　まちづくり　市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組をいう。

(4)　市政　市が行うまちづくりをいう。

(5)　参画　まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。

(6)　協働　地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。

(7)　住民自治　市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。

(8)　公共　公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

（条例の位置付け）

第３条　この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定又は改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。

２　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

第２章　住民自治の基本理念

（基本理念）

第４条　市民は、まちづくりの主権者である。

（基本原則）

第５条　市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

(1)　市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。

(2)　役割分担及び協働によること。

(3)　情報を共有すること。

(4)　人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。

(5)　地域の特性を生かすこと。

(6)　広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

第３章　市民の権利及び役割

（市民の権利及び役割）

第６条　市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。

２　市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。

３　市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

（コミュニティ）

第７条　自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

２　コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

３　市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

４　自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結び付きを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

５　地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

６　NPO法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ（次項において「NPO法人等」という。）は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

７　まちづくり協議会（自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。）は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

第４章　市の責務

（市長等の責務）

第８条　市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。

(1)　組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。

(2)　政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。

(3)　市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。

(4)　市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。

(5)　効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。

(6)　市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。

(7)　前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。

２　市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

（市議会の責務）

第９条　市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

２　市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

３　市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

第５章　住民自治の市政運営

（基本原則）

第10条　市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

（市民投票）

第11条　市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。

２　市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。

３　前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件、投票の成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

４　市民及び市は、前３項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

（パブリックコメント手続）

第12条　市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。

２　市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。

３　市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

（審議会等の運営）

第13条　市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

（協働で担うより良い公共）

第14条　市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。

２　市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。

３　市長等は、前２項に規定するもののほか、多様な主体が協働してより良い公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

（コミュニティとの協働）

第15条　市長等は、コミュニティの活動を尊重するとともに、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。

２　市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行うものとする。

３　市長等は、まちづくり協議会が主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進めるとともに、まちづくり協議会がその機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行うものとする。

（中間支援機能）

第16条　市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

（住民自治推進審議会）

第17条　市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

３　審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

４　市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

５　前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　雑則

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　後 | 改　　正　　前 |
| 　別表（第2条、第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 報　　　酬 | 費用弁償 |
| （略） | （略） | （略） |
| 国土利用計画審議会委員 | 日額9,200 |
| 住民自治推進審議会委員 | 日額9,200 |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

 | 　別表（第2条、第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 報　　　酬 | 費用弁償 |
| （略） | （略） | （略） |
| 国土利用計画審議会委員 | 日額9,200 |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

 |

附　則（平成31年条例第20号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

岐阜市市民との協働推進本部要綱

平成19年 4月25日決裁

平成20年 6月 9日決裁

平成21年 4月 1日決裁

平成21年12月 1日決裁

平成22年 4月 1日決裁

平成23年 4月 1日決裁

平成25年 4月 1日決裁

平成26年 4月 1日決裁

平成27年 5月 1日決裁

平成27年 7月15日決裁

平成28年 3月25日決裁

平成31年 3月22日決裁

（設置）

第１条　岐阜市住民自治基本条例（平成19年岐阜市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、市民との協働の推進を図るため、岐阜市市民との協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　協働のまちづくり推進計画に関すること。

(2)　市民との協働のまちづくりの推進に関すること。

(3)　多文化共生社会実現への施策推進及び多文化共生推進基本計画に関すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、条例の運用に関すること。

（組織等）

第3条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は市長を、副本部長は市民参画部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3　本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4　本部長は、本部を総理する。

5　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2　本部長は、必要に応じて、副本部長及び本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（幹事会）

第5条　本部の所掌事務の調査検討に従事するため、本部に幹事会を置き、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2　幹事長は市民参画部次長を、副幹事長は市民活動交流センター所長及び国際課長をもって充てる。

3　幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4　幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5　幹事長は、本部の所掌事務に関し専門的な調査研究のため必要と認めるときは、幹事会に作業部会を置くことができる。

6　作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（事務局等）

第6条　本部の事務局は、市民参画部市民参画政策課に置く。ただし、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める課において処理する。

　(1)　第2条第2号に関する事務　市民参画部市民活動交流センター

　(2)　第2条第3号に関する事務　市民参画部国際課

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年7月18日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

|  |
| --- |
| 副市長（副本部長となる副市長を除く。）　教育長　市長公室長　広報参与　企画部長　財政部長　行政部長　工事検査室長　商工観光部長　農林部長　市民生活部長　福祉部長　子ども未来部長　健康部長　市民病院長　市民病院事務局長　環境部長　都市防災部長　消防長　まちづくり推進部長　　都市建設部長　基盤整備部長　上下水道事業部長　市民参画部長　市民協働参与　薬科大学長　薬科大学事務局長　女子短期大学長　女子短期大学事務局長　教育委員会事務局長　会計管理者　議会事務局長　監査委員事務局長上記に掲げるもののほか、市長が指名する者 |

別表第2（第5条関係）

|  |
| --- |
| 市長公室秘書課長　企画部総合政策課長　財政部財政課長　財政部税制課長　行政部行政課長　工事検査室長が指定する者　商工観光部商工観光政策課長　農林部農林政策課長　市民生活部市民生活政策課長　福祉部福祉政策課長　子ども未来部子ども政策課長　健康部健康政策課長　市民病院事務局病院政策課長　環境部環境政策課長　都市防災部都市防災政策課長　消防本部消防総務課長　まちづくり推進部まちづくり推進政策課長　都市建設部都市建設政策課長　基盤整備部基盤整備政策課長　上下水道事業部上下水道事業政策課長　市民参画部市民参画政策課長　薬科大学事務局庶務会計課長　女子短期大学事務局総務管理課長　教育委員会事務局教育政策課長　会計課長　議会事務局議会総務課長　選挙管理委員会事務局長　監査委員事務局監査課長　農業委員会事務局長 |

岐阜市外国人市民会議設置要綱

決裁　平成21年 8月 3日

改正　平成24年 8月 8日

改正 平成25年 7月 1日

改正　平成29年 1月25日

（設置）

第1条　外国人市民（岐阜市多文化共生推進基本計画（平成27年3月岐阜市策定）に定める外国人市民をいう。以下同じ。）の市政への参画を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、外国人市民から意見を聴取し、市政に反映させるとともに、多文化共生社会の推進に寄与することを目的として岐阜市外国人市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1)　外国人市民に係る施策に関する事項

(2)　外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関する事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事項

（組織）

第3条　会議は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民又は国籍法（昭和25年法律第147号）第4条第1項の規定により帰化によって日本国籍を取得している者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、市長が委嘱する。

(1)　委嘱の日において、本市に居住し、通学し、若しくは通勤している者又は市内において事業若しくは活動を行う者

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が定める事項を満たす者

3　委員のうち若干人は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の責務）

第5条　委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市の全ての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（会長及び副会長）

第6条　会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第7条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条　会議の庶務は、市民参画部国際課において処理する。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年 8月 3日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成24年 8月 8日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年 1月25日から施行する。

多文化共生推進リーダー設置要領

決裁　平成27年６月１日

決裁　平成28年5月16日

決 裁 平成31年3月29日

（設置）

第１条　岐阜市の多文化共生推進に関して、庁内関係部の連携及び調整を図り、横断的な検討を行う役割を担うことを目的として、多文化共生推進リーダーを設置する。

（所掌事務）

第２条　多文化共生推進リーダーは次の事務を所掌する。

(1)　部内における多文化共生推進意識の共有化に関すること。

(2)　部内における多文化共生推進に関する調整及び取りまとめに関すること。

(3)　部内における多文化共生推進事業の支援、育成及び関係部局との連携に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、本市の多文化共生推進に関すること。

（選任方法）

第３条　多文化共生推進リーダーは、別表に掲げる課の所属長が所属職員のうち１人を指名する。

（任期）

第４条　多文化共生推進リーダーの任期は、選任された年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

２　多文化共生推進リーダーがその在任中に人事異動等により現所属部を離れる場合は、前条の選任方法により後任者を指名する。

（事務局）

第５条　多文化共生推進リーダーに関する事務を所管する事務局は、市民参画部国際課に置く。

（雑則）

第６条　この要領に定めるもののほか、多文化共生推進リーダーの業務運営に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要領は、平成27年6月1日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成28年5月16日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |
| --- |
| 企画部総合政策課　市長公室秘書課　財政部財政課　財政部税制課　行政部行政課　商工観光部商工観光政策課　農林部農林政策課　市民生活部市民生活政策課　福祉部福祉政策課　子ども未来部子ども政策課　健康部健康政策課　市民病院事務局病院政策課　環境部環境政策課　都市防災部都市防災政策課　消防本部消防総務課　まちづくり推進部まちづくり推進政策課　都市建設部都市建設政策課　基盤整備部基盤整備政策課　上下水道事業部上下水道事業政策課　市民参画部市民参画政策課　薬科大学事務局庶務会計課　女子短期大学事務局総務管理課　教育委員会事務局教育政策課 |

岐阜市多文化共生推進基本計画

－たぶんかマスタープラン2020～2024－

令和２（2020）年３月

発行　岐阜市

編集　市民参画部国際課

　　　〒500-8076

　　　岐阜市司町40番地５

　　　みんなの森　ぎふメディアコスモス１階

TEL 058-214-6125

　　　FAX 058-265-4121

※この冊子は岐阜県からの補助金を受けて作成しています。